

## 2-13 日本森林学会広報委員会内規

1. この内規は、定款第61条第5号に定める広報委員会（以下、委員会という。）の運営について定める。
2. 委員会の委員長は広報担当理事とし、委員には広報担当主事、会長、副会長、総務担当理事、総務担当主事をあてるほか、若干名の理事、主事および会員を加えて構成する。
3. 委員会は以下の業務を行う。
  - (1) ウェブサイトの内容および構成について随時改善を図るとともに、掲載情報の収集及び校閲、更新を行い、ウェブサイトの保守を行う。
  - (2) 「日本森林学会メールマガジン」を発行する。
  - (3) 「日本森林学会メールマガジン」発刊要領の変更に関する審議と理事会への提案を行う。
  - (4) ウェブサイトにおけるバナー広告取り扱い要領の変更に関する審議と理事会への提案を行う。
4. 本内規の変更は、委員会が理事会の承認を得て行う。

2011年6月15日制定

2016年5月22日改定

2017年4月18日改定（「企画広報委員会内規から改称」）